

平成31年（ワ）第7175号損害賠償請求事件 外4件

原告 （閲覧制限のため省略）

被告 学校法人東京医科大学

第5準備書面

5

2020（令和2）年11月18日

東京地方裁判所 民事第25部甲イ2係 御中

原告ら代理人弁護士 櫻町直樹 ほか



10

原告らは、被告第7準備書面に対し、以下のとおり反論する。

第1 原告らの損害について

1 学費差額について

15

(1) 被告は、「各医科大学における教育の内容が同一でない以上、その学費に差異があるのも当然のことであり、その学費の対価として当該医科大学の独自の教育を受けているのであるから、その差額の全額が損害となるものではない。」と主張する（被告第7準備書面〔5頁〕）。

20

(2) しかしながら、原告22、37及び38は、いずれも被告が設置運営する東京医科大学に合格すれば、同大学に進学したいという意思に基づき、受験した者たちである。

25

(3) そのような意思を持ちながら、被告による違法な属性調整により不当に不合格とされたために、それぞれ他の大学への進学を余儀なくされ、その結果として、被告に進学した場合よりも高額な入学金、授業料その他の学費を支払うことになった。

(4) このような事実関係からすれば、原告らが進学先大学に支払った学費につき、被告における学費を上回る部分は、違法な属性調整がなければ支払う必要が

なかった費用であって、被告の不法行為によって原告らが被った損害と
すべきである。

(5) 他の学部に比べて極めて高額（総額で約2000万円から4000万円）と
なる私立医科大学・大学医学部の学費は、受験生やその家族にとって、進学
5 先を選択するにあたり重要な要素であることは言うまでもない。

(6) 被告は、学費は原告らがそれぞれの大学でそれに見合う教育を受けているこ
との対価であるから、損害とは評価されないと主張する。

(7) 仮に、原告らが東京医科大学を含む複数の大学に合格し、その上で教育内容
を重視してより高額な学費の大学に進学を選択したのであれば、学費差額が
10 損害とならないという理屈はあり得よう。

(8) しかし、当該原告らは被告の違法な属性調整により不合格とされ、被告に進
学する選択を不当に奪われ、より学費の高い大学に進学せざるを得なかった
者たちであるから、原告らにとって学費差額は損害以外の何物でもない。被
告の主張は失当である。

15 2 原告36についての被告主張に対する反論

(1) 第5の2(1)について

ア 被告は、『『当時合格していれば、本学に進学したこと』に関して、当時の受
験状況を含めた原告側の主張立証はない』と主張する(被告第7準備書面〔6
頁〕)。

20 イ しかしながら、原告36は、平成30年度に受験した各大学のいずれにも不
合格となっていた。

ウ 当時の原告36にとって、被告の設置運営する東京医科大学が第一志望校で
あったことをふまえれば、原告36が違法な属性調整によって不当に不合格
とされることなく、平成30年度において合格していれば、東京医科大学に
25 進学していたことは当然である。

エ なお、言うまでもなく、東京医科大学に合格した場合には、その学費を支払

うことができるよう準備をしていた。

(2) 第5の2(2)について

ア 被告は、原告36が1年分の逸失利益(1161万円)を請求していることについて、

5 ①「医師に定年がないこと」

②「入学後6年経過すれば医師として勤務開始するわけではないこと」

を理由に、かかる請求は認められないと主張する(被告第7準備書面〔7頁〕)。

イ しかしながら、①、②いずれを前提としても、原告36の就労可能年数のうち「1年間」が「不当な不合格」によって失われたことは既に確定した事実
10 であり、ゆえに、1年分の逸失利益が生じていることに変わりはない(被告が指摘する点は、原告36が平成30年度に合格していても生じ得る事象であり、「将来において発生しうる事象」ということならば、それら事象は(原告36が平成30年度に合格していた場合と、そうでない場合の)いずれにおいても発生すると仮定しなければならない。そうすると結局、それら事象
15 があったとしても「就労可能年数のうち1年間が失われた」という事実は変わらない。)

ウ したがって、いずれも被告の主張の根拠とならない。

エ なお、②について、被告は、留年者に加えて、医師国家試験の不合格者が10%前後いるかのごとき主張をするが、東京医科大学卒業生の医師国家試験
20 合格率は「過去12年間、医師国家試験 新卒合格率平均96.2%」(甲48)であり、これから逆算すれば、不合格率は(平均で)「4.8%」に過ぎない。

オ また、被告は、原告36の主張を前提としても、その逸失利益はライブニッツ係数で現在価値に算定した金額になるから、原告主張の額とはならない旨の主張をする(被告第7準備書面〔8頁〕)。

25 カ しかしながら、被告自身が主張するとおり、医師に定年がなく、実際の引退年齢を想定できないのだから、全就労期間の平均賃金(1161万円)を基

準とし、同期間のうち1年分の利益を逸失したものとみなさざるを得ず、この場合、当然ながら「中間利息の控除」は観念できない。

キ 仮に、実際の引退年齢を想定しうるのであれば、引退年齢の収入を基礎に、中間利息の控除をするという余地はあるもものの、その場合、交通事故における一般的基準に従い、ライフニツツ係数は67歳時の数値とされるべきである。

ク また、全年齢平均ではなく、65歳～69歳の医師の平均収入に基づいて計算されるべきである。

ケ なお、平成30年度の賃金センサスによると、企業規模計（10人以上）における65歳～69歳の医師の平均収入は、以下のとおりとなる（甲49）。

コ まず、女性医師65歳～69歳のうち、270人をサンプル代表とした平均賃金は、1264万3500円である。

<内訳>

① 85万7600円（1か月あたりの「きまって支給する現金給与額」）×12ヶ月＝1029万1200円

② 235万2500円（「年間賞与その他特別給与額」）

サ 次に、男性医師65歳～69歳のうち、2500人をサンプル代表とした平均賃金は、1527万3900円である。

<内訳>

① 118万3500円（1か月あたりの「きまって支給する現金給与額」）×12ヶ月＝1420万2000円

② 107万1900円（「年間賞与その他特別給与額」）

シ したがって、男性女性医師65歳～69歳の平均収入は、1501万7507円である。

<計算式>

$(1264万3500円 \times 270人 + 1527万3900円 \times 2500)$

人) ÷ (270 + 2500) 人 = 1501万7507円

(3) 第5の2(3)について(※被告準備書面では(2)とされているが、(3)の誤記と思われる)

5 ア 被告は、原告36が、[REDACTED]に進学することを目指して自らの意思で浪人した可能性があるのだから、同人の予備校費用は損害に該当しないと主張する。

イ しかしながら、原告36は、被告の実施した入学試験における女性差別の事実を知るまで被告大学を第一志望としていたのであり、被告の主張は単なる憶測にすぎない。

10 ウ また、被告は、同人が実際に支出した予備校費用は、一般的な予備校費用の4倍前後であるから、その全額を本件と相当因果関係がある損害とは評価できない旨主張する。

15 エ しかしながら、医学部専門予備校の費用が高額に及ぶことは社会一般において知られた事実であり、この種の予備校の授業料の相場は300～600万円とされている(甲50)。

オ なお、被告の引用する証拠(乙29)は、医学部受験者向けの予備校費用ではなく、全学部向けの一般的な予備校費用である。

カ 上記のような予備校費用の相場に照らせば、原告36の支出した予備校費用約310万円全額について、本件と相当因果関係があることは明白である。

20 第2 結論

以上のとおりであるから、被告の主張には理由がなく、原告らの請求が認められるべきである。

以上

証拠方法 証拠説明書(甲48ないし50)記載のとおり

25 附属書類 甲各号証